

令和4年第3回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年9月16日（金）
2. 場 所 白井市役所 東庁舎4階 議場
3. 議 題 (1) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第6号）のうち都市経済常任委員会が所管する科目について
(2) 議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について
(3) 議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）について
(4) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 秋谷公臣委員 長・植村博副委員長
血脇敏行委員・竹内陽子委員
柴田圭子委員・岩田典之議長
5. 欠席委員 中川勝敏委員
6. 説明のための出席者
執行部
市長 笠井喜久雄
市民環境経済部長 岡田光一
都市建設部長 高石和明
市民活動支援課長 内藤篤司
環境課長 竹田忠夫
道路課長 鈴木教之
建築宅地課長 藤川敦史
上下水道課長 板倉英男
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 伊藤昌枝

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、秋谷委員長より御挨拶をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 改めまして、おはようございます。今日朝起きたら、本当の秋晴れで、田んぼのほうではもう稲刈りの真っ最中、それから、当市の名産である梨については、幸水の出荷が終わり、豊水、あきづき、かおり、新高と、順番に今生産の真っ最中なんですけれども、もう1つ、白井市にとっていいことですが、10月2日には梨マラソン大会、3年振りに開催することになりました。非常に楽しみにしております。

さて、当委員会ですけれども、3日目になって、最終日なんですけれども、委員の皆様には慎重なる審議、また、円滑なる審議を希望いたしまして、簡単ですが、委員長の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第7号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目、議案第11号及び議案第12号の3議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては秋谷委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○秋谷公臣委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮の上、明瞭に発声していただきますようお願いいたします。

また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆様の離席及び途中退席を許可します。

これから日程に入ります。

(1) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○秋谷公臣委員長 日程第1、議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

最初に、歳出について質疑を行います。

14ページ、2款1項9目地域振興費、これについて質疑を行いたいと思います。

質疑のある方、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に進みます。21ページ、22ページ、23ページとありますけれども、そのうちで質疑がございましたらよろしくお願いいいたします。

○柴田圭子委員 23ページまでですか。

○秋谷公臣委員長 23ページまでですね。もしありましたらお願いいいたします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 22ページの4目の環境衛生費について伺います。合併処理浄化槽の設置整備事業補助金が増額になっています。そして、説明では当初予定よりも増えているということでしたけれども、その内訳をお願いいいたします。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 それでは、お答えいたします。

まず、当初予算につきましては、10基を予定しておりました。現在8基の申請がございまして、これの支出が確定しております。これに対して、浄化槽の性能がいい高度処理型が1基増えていること、それから、7人槽ということで、大きめの浄化槽が1つ増えたりしていることなどによりまして、今後追加が出た場合にはこの助成金が足りなくなるということでの補正をさせていただきます。この予定でございますが、全体では11基を予定しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですけども、環境衛生費、その中の合併浄化槽の問題ですけども、市のホームページを見ますとね、人槽区分というのと浄化槽の機能というの、一覧表が出ていますが、

これによって、今課長が答弁されたように、金額がいろいろ変わってくるということで、それとプラス転換設置、上乘せの補助金というのもあるんですね。そうしますと、選び方によってかなり金額が高くなったり、それから、普通の補助金であったりとか、いろいろあるんですけども、今回この補正で考えているというのは、どういうことが見込まれてこういう補正になったのかというところを教えてくださいたいんです。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 お答えいたします。

まず、浄化槽の、いわゆる人槽と言われるようなもの、これについては、市で見込んでいるのは、過去からの実績等から5人槽と7人槽でございます。そして、その処理の、いわゆる機能でございますが、これについては、N20型、それと、N10型、これは5人槽、7人槽にそれぞれ20型とか10型というようなものがございます。20型よりも10型のほうがいわゆる濃度が低く処理できると、20型よりも10型のほうが高度処理型であるというようなものになっております。

それから、もう1つは、くみ取りでございますが、くみ取りは、当初予算では3基ほど予定しておりましたけれども、実質としてそれは現在申請は上がってきてございません。しかしながら、今後全く見込めないかということ、そうではございませんので、1基を予定することとしております。この1基につきましては、いわゆるくみ取り転換ということで、5人槽、N20型を1基予定しているところでございます。

こういったことで、高度処理でございますと、N10型などを選んだ場合には高度処理に対する上乘せということで、金額的には20万円程度上乘せになるというような制度になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 こういう補助金をただ見ていると、20万円か30万円かというふうに思うんですけども、この転換設置の費用はばかにならないほど高額なんですね。そういう中で、これを設置しようという方々、まだ残ってらっしゃると思うんですけども、今回のこれをやることによって、合併浄化槽にしたらいなという、市が把握している中の今回何%できたんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 実際に合併処理浄化槽の設置ということで、現在いろいろな家庭のほうでは、単独浄化槽とか、そういったようなことの設置もあろうかというふうに認識をしております。しかしながら、全体的な数字の把握というのはなかなか難しいところがございます。個別に住宅や店舗等を一軒一軒当たって調査しなければならない等があって、なかなか母数を把握するのが難しいというところがございまして、パーセンテージまでは見込めていないところでございます。

ただ、今回決算資料でも提出させていただきましたけれども、合併処理浄化槽の設置数としては2,178基というようなところで把握をしているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 でも、まだ設置に切替えていない方もいらっしゃると思うんですね。SDGsの考え方の中に、環境をよくしていこうという、そういう面で、このところの、今回この補正をするに当たって、環境課としては今後どういう方策を練っていこうというふうにお考えで、この数値を捉えてどう考えられたかというところを教えてください。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 お答えいたします。

今回、浄化槽の設置に対する考え方ですが、まず、大きな浄化槽の設置の目的は、公共水域の保全になります。具体的に白井で関係するところは手賀沼と印旛沼でございます。これらの公共水域の保全ということが最終的な目標になっていきます。それと併せまして、市民の方々の生活環境の保全ということは当然ついてくるということで考えております。

このことにつきましては、今回市のほうで策定いたしました第3次環境基本計画の中でも、基本目標として、健康・快適な環境の保全というようなことで、大気、水質汚濁等々の防止というようなことで、いわゆる公共水域、神崎川や下手賀沼等に対する環境負荷の低減というようなところでこれを捉えておりますので、重要なことと認識しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですけれども、まず、ちょっと数字の確認をお願いします。予算資料と決算資料で把握されている合併処理浄化槽の設置数がちょっと違うので。私は予算の資料を見ながら今回質疑をしていたんですね。補正予算を見ていたら、令和4年2月15日時点で2,195基になっていて、今回いただいた決算資料を見ると、確かに2,178基になっていて、最終的な調整で2,178基になったのであればもうそれで構わないです。そこだけまず確認させてください。

○秋谷公臣委員長 竹田環境課長。

○竹田忠夫環境課長 お答えいたします。

最終的に資料確認等を行いまして、この2,178基になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今回循環型社会形成推進地域計画においては、毎年13基ずつ増やそうというふうに行っているけれども、実績を鑑みて10基に設定したと。しかし、今回は予定よりも多くなりそうということで増額の補正予算を組んでいるんですね。そうすると、今までも決算のときとかに随分指摘

汚泥等が減っていくということについて、詳しく分析はまだしておりませんが、人口の減少とか、そういったことも影響しているのかなというふうには、1つは考えられるようなところかなと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員 ありがとうございます。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、23ページまで終わります。

次に、24ページ、25ページ、7款の土木費全体、終わりまで、25ページまでの間で質疑を行いたいと思います。

質疑のある方。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、24ページの一番下にあります7款2項2目の2節、ここに補償費があります。説明でも少しあったんですけども、確認も含めて、当初予算で補償金180万円と出ておりますが、今回この補正の900万円余り、そのところをちょっと確認させていただきたいと思えます。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

まず、令和4年度の当初予算で計上されています180万円の補償金につきましては、別路線の補償金でございます。当該事業における補償金は、令和3年度に国の補正予算により防災・安全社会資本整備交付金の追加内示を受けたことから、令和4年度事業となる市道12-002号線の道路新設改良工事に係る所要額を前倒しし、3月議会の補正予算（第12号）で21節の補償金8,310万4,000円を増額補正して、令和4年度予算に繰越しをしています。そのため、令和4年度当初予算の項目には計上されておられません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 分かりました。じゃあ、当初予算の180万円とは別の物件に対しての補正ということだと分かりました。

じゃあ、この補償を行う理由、この8,300万円余りにまた追加する、その理由や背景について伺いたしたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

まず、補償を行う路線は、市道新設改良事業として、市道12-002号線となる富士地区と西白井駅

圏を結ぶ一般市道であり、白井第三小学校への通学路に指定されております。本路線は現道が歩道のない一車線道路となっており、歩行者等が危険な状態であることから、平成28年度から片側歩道の設置を伴う道路拡幅整備を実施してきたところでございます。

今回補償を行う理由につきましては、道路拡幅整備に向け、買収予定地にある物件の補償を行うためのものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 危険な道路なので、拡幅をして、子どもたちも安全に通れるようにという意味での補償になるんですけれども、今御答弁の中にありましたけれども、買収予定地にある物件の補償ということだったんですけれども、具体的にこの内容を教えていただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

今回補正予算として計上した補償金は、買収予定地から物件を撤去するために要する費用を対象にしており、具体的には、買収予定地に建設されている4世帯のアパートの補償、ブロック塀等工作物の補償、樹木等の補償、アパート所有者が移転に要する移転雑費の補償となっております。

なお、当該アパートは2階建てで、延べ床面積約210平方メートルの規模となっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 先ほども8,000万円ほどの補正予算が前回たしかついていたと思うんですけれども、今回また再度ここに追加するとなったわけなんですけれども、今回どのような理由からまた追加になったのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

現計予算は令和2年度に算定した金額を計上しておりましたが、市が準用している千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準第3条で、土地等の取得または土地等の使用に係る補償額は契約締結のときの価格によって算定するものと定められていることから、補償の実施に当たっては、契約締結のときの価格を求めるために再算定が必要となりました。契約締結のめどが立ったことから、令和4年度に物件補償費の再算定を行いました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今の御説明で分かりました。この基準というか、考え方が、締結時の値段で計算していくということで、今回締結になるということなんですけれども、もっと具体的に、この増えた分、何がどう増えたのかを具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

再算定を行った結果、不足額924万4,000円を補正予算として計上しました。主な要因としましては、昨今の物価上昇に伴う材料費の高騰による建築費の増加等による部分が約300万円、廃材処理費の増加等による解体費の増加による部分が約580万円となっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今の御説明で大体分かりました。今物価も、賃金も、また、環境の意識も高くなっているの、そういうことなんだなと思います。特にいいです。これで質問はありません。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 今植村副委員長の質疑の中で、課長のほうから答弁をいただいて、おおむねその辺は分かったんですが、これ補償金を支払って、補償の部分を完了した後、ここの拡幅工事というのはいつ予定されているのか、ちょっと確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

当該箇所の道路新設改良工事を、令和5年度に実施していく予定でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 令和5年度に実施するというので、来年度に工事が着手されるのかと、分かりました。

ここの富士地区から西白井の拡幅ですが、さらにまた拡幅する予定が計画されていると思います。この工事が、来年度なんですけれども、それが完了したときに、この拡幅工事計画のどのくらいの割合が完了するのか、ちょっと確認をさせてください。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

本路線の全体計画整備延長は950メートルでございます。全体計画整備延長950メートルのうち、整備済み延長は290メートルであり、令和5年度に実施する当該箇所の整備延長は25メートルとして計画しておりますので、令和5年度末で工事が完了いたしますと、累計整備延長は315メートル、進捗率は約33%となる見込みでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今回の質問の続きです。私はあの道路をちよくちよく通ります。非常に危ない道路だというふうに思います。あの道を通り抜けるのに、2回から3回一旦停止をする、そんな状況です。ましてや、登下校の際は非常にもっと危険な状況になっております。市の職員の方もあそこを通られたらよく分かると思うんですが、平成28年から始まって、今6年たっております。それで33%。今回、危険だからスクールバスを出したという、話がちょっと飛びますけれども、ああいった危険な道路だからこそ考えていかなきゃいけないということで、今回この補正をしたことに対して、今後何年間で残る約70%をどういうふうにして目標を立てたのか。現段階で教えてください。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 当該路線の計画ということで、こちらの計画は平成25年度から令和9年度までの15年間で計画を進めているところでございます。先ほど28年度ということで御説明したのは、拡幅工事を28年度から実施しているんですけれども、その中で、確かに、進捗、先ほど33%という御回答をさせていただいて、残りが67%未整備ということでございますけれども、今後この計画期間内に、もちろん目標に向けて進めていきたいと考えております。それには、今後も引き続き用地交渉を進めていきまして、児童・生徒等の安全を確保するために、道路拡幅整備を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今回の課長からの答弁で、今後買収というのがありますけれども、買収というのはすごく時間のかかることで、営業している方もいます。そういう方々の対応というのは物すごく時間がかかりますけれども、今回ここ1つ成功していますけれども、あとのところはもう既にいろいろ交渉に当たっている現状なんではないでしょうか。

○秋谷公臣委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 交渉につきましては、随時計画を持って、今進めているところでございますので、また全体を見ながら、現地も確認しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 本当に早く交渉して、安全な道路を計画して、造っていただきたいというふうに思いますので、要望しておきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

○柴田圭子委員 どこまでですか。

○秋谷公臣委員長 25ページまでですね。ありませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、25ページの都市計画総務費の近居推進事業のところを伺います。当初予算が1,050万円で、新規の希望者が多いということで、400万円、結構大きな額の増加になります。それで、その内訳をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えいたします。

まず初めに、全体1,050万円というところで、内示額について、国費の内示をいただいているんですけども、例年満額付かないという状況が続く中、まず880万円と170万円に分けて申請を開始させていただきました。そうしましたところ、5月に申請を開始したんですが、6月2日の時点であつという間に19件申請がありまして、前期の分が終わってしまったということです。

前期と後期に分けたことについては、当初内示が付かない場合でも、国費を途中で要望している中で、追加配分がいただけるということで、そういうふうな対応をしてきました。残りが170万円というところで、12月の後期の申請を待つという予定であったんですが、前期の申請があまりにも多かったのと、御相談を受けているのが現段階で8件から10件ございまして、170万円に400万円を追加させていただいて、570万円として、8から10件の今相談案件がある中、12件から14件ぐらいの申請に備えたいというふうに考えました。例年大体22、23件申請をいただいている、そのうち、今回前期で、西白井のマンションの影響で、そこから3割強ぐらいの申請があったので、大体3割増を見込んだ合計額と考えました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すごく印象としては喜ばしいと思います。内訳は、新築購入で15件、増築で5件、リフォーム工事で5件というのが予算のときの資料になっています。あつという間に終わってしまったというのは、この全部についてなんででしょうか。今回補正をされた内訳をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 今回の内訳については、新築と購入の19件になっています。追加でいただく分も、想定ではあるんですけども、基本的には新築として12件分、子ども加算があった場合50万円になりますので、40万円プラス10万円で50万円になりますので、50万円掛ける10件と、子ども加算がない場合の40万円掛ける2件で570万円というふうに考えています。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですか。ホームページを見ますと、もう既に令和4年度の前期の申請は終了しましたということで、あといろいろなことが書いてありますけれども、令和2年度の給付分から、転入者の要件が5年以上から10年以上居住ということで、誓約が出ておりますけれども、その辺の、

もし万が一のことで住めなかったという場合のペナルティなんていうのはあるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 補助金の交付要綱に定義があるんですが、転入者については10年以上居住する意思を持って転入かつ居住していただける方というところで、誓約書を添付していただいているところです。交付要綱上は、厳密に言うと、この要件を満たさなかった場合にはという規定はもちろんあります。ただ、適用等については今のところは考えていない状況です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ということは、8年たった、転居しちゃいますというときには、その補助金は一方通行で行ったきりということの解釈でよろしいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 補助金の交付要綱上は、その要綱の規定に違反した場合というものが定められていて、返還を命じることでもあるというところではあるんですけども、あくまで転入者の定義が、居住する意思を持ってその時点で誓約していただいて、住んでいただいているというところですので、そこまでかなというふうに考えております。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これはある程度しっかり考えておいたほうがいいかなというふうに私は今思いました。

続いて、親元の同居近居支援補助金制度に関するQ&Aというのが、またこれホームページにあったんですけども、1から5まであります。そのとおりだなと思いますけれども、その3番のところに、例えば、親が市内にいて、自分も配偶者と共に市内の賃貸住宅に住んでいますが、住居を新たに購入する場合は対象になりますかと書いたら、対象になりませんというふうに書いてあるんです。これは、若い人の導入を市は望んでいるときに、この制約はちょっと引っかかるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はどのように考えられていますか。

○秋谷公臣委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えいたします。

御指摘のとおり、残念ながら対象にはなりません。若者の定住促進というところで、本市以外から本市へ新たに住んでいただける方、転入者を対象とさせていただいているところです。既に市民である方については、総務部のほうでやっている白井市若い世代定住促進支援金など、そういうものを使いながら定住促進というものを進めていく考えです。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今課長の答弁から、ペナルティの問題もまだ完全にでき上がっていない。また、逆に、この補助金をいただくのに、このQ&Aではちょっと引っかかるような、本当は住みたいんだけど、この一言で申請ができない、この辺もちょっと引っかかるので、今後若い人が入りやすいよ

うな条件を再度考えていただけたらなというふうに要望をしておきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 じゃあ、25ページまで終わりましたので、歳出についてはこれで終わります。

次に、歳入について質疑を行います。

10ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 なければ、これで質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

なければ、次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算(第1号)について

○秋谷公臣委員長 日程第2、議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

質疑はございませんか。

○柴田圭子委員 全部が対象ですか。

○秋谷公臣委員長 そうですね。

柴田委員。

○柴田圭子委員 18ページの工事の内容について伺います。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 工事の内容についてお答えいたします。

工事につきましては、第3緊急連絡管ということで、今まで印旛広域水道から暫定給水を受けてい

た施設を第3緊急連絡管に改築する工事でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 464号のちょっと南側のところが地図としては示されているんですけども、これ今までも何回か工事があったと思うんです。そういうふうに切り替えるということであれば、当初で見込めていた内容じゃないのかなと思うんですけども、その切り替えというのは今年度に入ってから工事の内容の変更が生じたんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 では、今回の工事請負費260万9,000円の補正について説明させていただきます。

〔「526万円」と言う者あり〕

○板倉英男上下水道課長 失礼しました。526万9,000円です。

施工に当たり、道路管理者である印旛土木事務所と今年度実施協議を行った際に、事前協議からの条件変更が示され、協議の結果、舗装復旧面積が増加したことから、その費用と配管材料の価格上昇などにより工事請負費が不足したため、補正を計上したものでございます。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。

○秋谷公臣委員長 ほかにありませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 5ページのところです、企業債の、委員長、これ言っているんですか。

○秋谷公臣委員長 はい。

○竹内陽子委員 このところに、企業債、第1次拡張ということで限度額が増えているんですけども、これは今、先ほど柴田委員の拡張のことと連動してきている負債でよろしいんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 板倉上下水道課長。

○板倉英男上下水道課長 まず、起債の目的の拡張というところにつきましては、現在事業認可を受けている事業名になります。起債の限度額の増額につきましては、事業費の増額に併せ限度額を増額補正するものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

○竹内陽子委員 理解できなかったんですが、分かりました。後ほど詳細を伺います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 それから、7ページ、収益的収入及び支出について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、8ページ、資本的収入及び支出についても承ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 それでは、次に、継続費について質疑ございますか。3ページ、4ページ。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算(第1号)について

○秋谷公臣委員長 日程第3、議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

初めに、収益的収入及び支出について、質疑はございますか。5ページです。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、資本的収入及び支出について、ございますか。これは6ページです。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(4) 閉会中の継続調査について

○秋谷公臣委員長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○秋谷公臣委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時53分